

Marché in Green heights 得意分野を持ち寄った 手作りマルシェ

おさんぽマルシェ in グリーンハイツ企画・運営
澤田 久恵 さん



仕事と子育てと地域活動

「子どもたちがおとなになった時に、いい思い出の一つとして話せるようなイベントをつくりたいんです」

そう話すのは、「おさんぽマルシェ in グリーンハイツ」を企画・運営する澤田久恵さん。美容師として働きながら2人の子どもを育てる母親です。仕事や子育ての合間を見つ、地域活動をしています。

おさんぽマルシェは、地域のお店や住民が食べ物や雑貨などの店を出す地域イベントです。澤田さんは、8年前に川西市に引っ越してから「マルシェが好き」という気持ちを原動力に、ゼロからイベントをつくり上げました。

「仕事じゃないからやらさ
れている感じがありません。
自分のやりたいことを形にする過程が楽しいんですよね」
昔から地域活動をしていた訳ではなく、やりたいことをママ友に話したことがグリーンハイツ青年部との出会いになり、マルシェ開催のきっかけになったと澤田さん。「地域を盛り上げるイベントをしたい」という共通の思いから

一緒にイベントをつくることになりました。それぞれが得意分野を持ち寄ることでイベントが出来上がっていったといえます。

昨年で3回目を迎えたおさんぽマルシェ。10月末の開催に向けて、毎年4月ごろから準備をします。今年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送りましたが、来年に向けてアイデアは広がります。

「グリーンハイツで育って良かった」と思ってもらおう

「小学校のホームルームの中で、地域イベントとして思い出に残っているものの一つ



に、おさんぽマルシェの話題が挙がったそうなんです。地域の恒例のイベントとして純粋に楽しかったと捉えてくれたみたいで、子どもたちが少しずつ浸透していることが分かってうれしかったですね」
来場者の年齢層も、徐々に広がっています。1年目は親子連れが中心だったのが、今では祖父母も合わせた三世代で来る人も増えました。

「子どももおとも楽しめるイベントにすることで、多くの人とつながることができず。それが地域で居場所が増えるきっかけになり、ひいては地域を好きになってもらえればうれしいです」

おとな子どもも 食と育つ

保健センター
☎(758)4721

レシピ 大阪青山大学

●材料 2人分

- ナス 中2本
 - 長イモ 約5匁
 - 調味料
 - かつおだし 200cc
 - 薄口しょうゆ 小さじ1
 - みりん 小さじ1
 - 塩 小さじ1/4
- 熱量 (おとな1人分) : 67kcal、塩分 : 1.1g

●作り方

- 1 ナスはヘタを切り落として皮をむき、味がしみこみやすいように竹串でついておく。長イモはすりおろしておく。
- 2 小鍋に調味料を合わせてひと煮立ちさせ、ナスを入れる。
- 3 落としぶたと鍋のふたをして中火で10分ほど煮る。煮汁に漬けたまま冷まし、食べやすく切って長イモをかける。



なすの丸煮

とろろを足して夏バテ予防

暑い夏は胃腸が弱りやすく、食欲も低下しがちに。長イモに含まれる成分は胃の粘膜を保護し、胃腸の調子を整える働きがあります

消費生活センターだより

消費生活センター
☎(740)1167

善意につけこむ勧誘に注意

もうけるつもりがなくても 契約は一人で決めずに慎重に

事例1 昨年11月ごろ、国民〇〇センターの職員と名乗る男性から「年末になると路上生活者が増える。その人たちを支援する為に出資してほしい。半年後には配当もつけて返金する」と電話がかかってきた。最初は断ったが、亡くなった夫が誰にでも親切にする人だったので「困った人のためになるなら」と思い400万円を用意した。自宅へ男性がお金を取りに来たので渡して返金口座も教えた。半年経ったが400万円はまだ振り込まれていない。(70歳代 女性)

事例2 昨日、母が災害救助活動に使うヘリコプターの共同出資に100万円を出す契約をしていたことが分かった。母に聞くと、突然来訪した業者に「ヘリコプターを共同出資して買いませんか。災害救助活動に貸し出し、レンタル料が配当として受け取れます。年10%の配当があり、5年後には出資金の70%をお返しします」と言われ、「人助けにもなり、配当ももらえるいい話だ」と思い契約書にサインをしたようだ。100万円は今日、業者が取りに来る予定になっているらしい。(40歳代 女性)

事例1は詐欺と思われる、すぐに警察に相談するようにお願いしました。事例2は、契約をしてから8日以内だったのでクーリング・オフ書面を発送し、業者がお金を取りに来るのを断ることができました。どちらの事例も、もうかりますというセールストークがありますが、善意や好意に付け込んだ手口と思われます。契約する時は一人で決めず、家族や友人などに相談しましょう。不審に思ったり困ったりした時は消費生活センターに相談してください。

生きる

人権推進課
☎(740)1150

幸せになれるはずだったのに2

「血のつながりがないのが明らかだから」 2年間戸籍がなかったわが子

皆さん、「嫡出子」という言葉を聞いたことはありますか？
出生届にはこれをチェックする欄があります。これは、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」ということです。僕たち夫婦は、結婚してから子どもを授かったので、僕たちの間に生まれた子は、嫡出子になります。ですが、国と市は僕が性別変更をしていて、血のつながりがないのが明らかだから認められないとして父親の欄に書いている僕の名前を消すように言ってきました。

市役所や法務省と何度も話し合いましたが、全く前へ進まず、上の子は2年間無戸籍の状態でした。

僕たちは結婚してからAID(非配偶者間人工授精)で子どもを授かりました。本来なら嫡出子推定が及ぶはず。それなのに、嫡出子とは認めてもらえない。生来的男女の夫婦が同じようにAIDをしたら「やったことが分からない」から認められています。僕たちは「やったことが分かる」から認められない。僕は、生来的男女の夫婦と同じように扱ってほしかっただけです。

そして、法務省にお願いに行ったり、チラシを配布したり、自分たちができる活動をしてきました。

しかし、2年という月日が流れた時、法務省の事務方の人に「裁判した方が早いですよ」と言われました。僕たちがなぜ、裁判をしたか。それは、裁判しか選択肢が残っていなかったからです。何をどうしていいかわからない手探りの中、素晴らしい弁護士の先生と出会い僕たちは頑張ることができました。

(Like myself 代表 前田良)